

家族で農業を営む皆様へ

各認定庁においてお問合せ先などを適宜編集してご活用ください。

夫婦や親子で農業経営改善計画の認定が受けられます (認定農業者制度における共同申請のご案内)

認定農業者制度では、家族経営協定を締結した夫婦や親子などが共同で農業経営改善計画の認定申請（共同申請）を行うことができます。

共同申請のメリットは？

- 共同経営者としての地位・責任が明確化されます。
- それぞれの役割分担に基づく経営改善への取組の促進が期待されます。
- 親子で計画づくりをする場合には将来の経営継承の円滑化にもつながります。



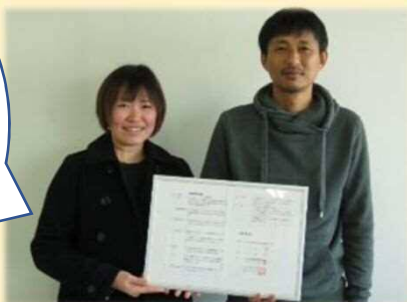
家族経営協定って？

- 家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、収益の配分、みんなが働きやすい就業環境などについて話し合い、取り決めるものです。
- 指定の様式はありません。
記載例については次頁の問い合わせ先にご相談ください。

参考HP_農林水産省 家族経営協定 <https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/kyoutei.html>

家族経営協定を締結した効果（一例）

夫は労働日誌を、私は簿記記帳や税の申告を担当しています。
農業面以外にも、家事や子育てなどの協力関係もうまくいっています。



夫婦各自で遠慮せずに休みをとれるようになりました。
また、配偶者でも農業者年金のメリット措置を受けられます。



農業経営改善計画の共同申請の条件は？

次の1～3を満たすことが必要です。

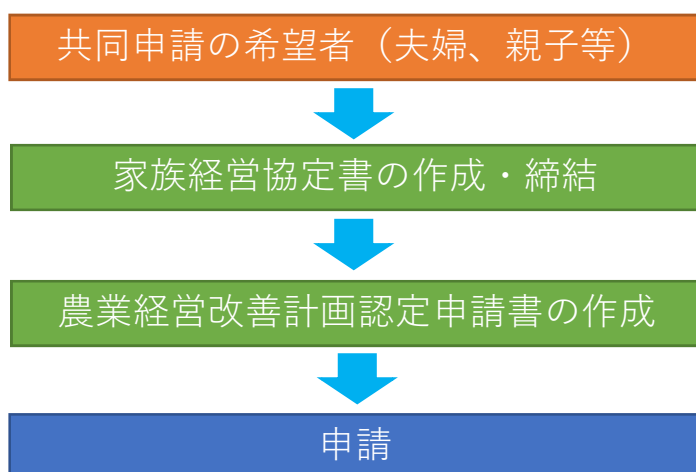
- 1 申請者が、全て同一の世帯※に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること。

※「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団です。

- 2 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

- 3 当該家族経営協定等の取決めが遵守されていること。

共同申請の流れ



協定書は、最寄りの農業普及指導センターや農業委員会などの指導機関の意見も聞きつつ作成し、第三者である指導機関の立ち合いのもと、締結することにより実効性が高まります。

申請者欄の「個人・法人名」欄に共同申請者全員の氏名、フリガナ、生年月日を連記し、申請書を作成します。

申請先は以下のとおりです（営農地のエリアで異なります）

農業経営を営む区域		申請先
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

お問合せ先

飛島村開発部経済課

TEL：0567-97-3469（直通）